

原則：別の業務でモーフのA/R可 cf. p374
例外：矛盾する意見の場合不可

〔補 論〕 個別の財務表又は財務諸表項目等に対する意見の表明 [監基報805:14~16]

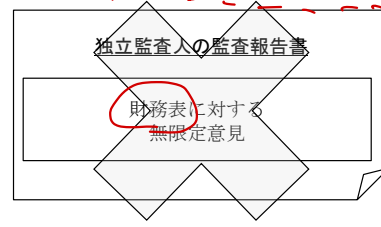
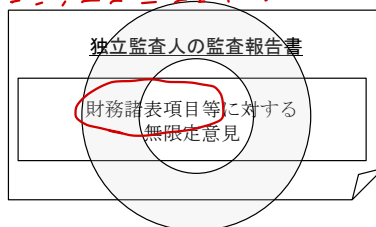
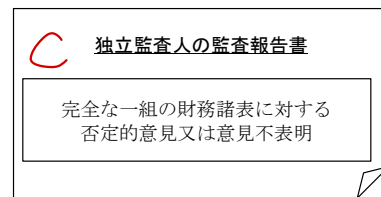
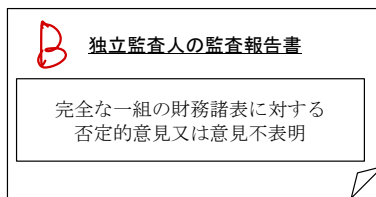
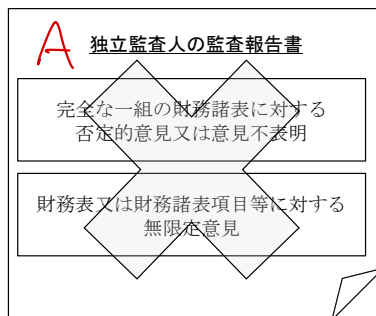
〔短B 論C〕

監査人は、企業の完全な一組の財務諸表全体に対して否定的意見を表明する、又は意見不表明とすることが必要であると判断する場合、一つの監査報告書に、当該完全な一組の財務諸表の一部を構成する個別の財務表又は財務諸表項目等に対する無限定意見を含めてはならない^(*)。

一方、監査人は、この場合においても、当該完全な一組の財務諸表に含まれる財務諸表項目等に対する別の監査業務においては、以下の状況を全て満たしているときには、当該財務諸表項目等に対して無限定意見を表明することができる。

- ① 法令等で禁止されていないこと。
- ② 当該意見が表明される監査報告書が、否定的意見又は意見不表明が含まれる監査報告書とともに発行されないこと。
- ③ 財務諸表項目等が、企業の完全な一組の財務諸表の主要部分を構成しないこと。

ただし、監査報告書が、否定的意見又は意見不表明が含まれる監査報告書とともに発行されない場合であっても、当該完全な一組の財務諸表に含まれる個別の財務表に対して無限定意見を表明してはならない^(*)。



(*) これは、一つの監査報告書にそのような無限定意見を含めることは、企業の完全な一組の財務諸表全体に対する否定的意見又は意見不表明と矛盾するためである（前述 p. 226 参照）。

(*) これは、個別の財務表は当該完全な一組の財務諸表の主要部分を構成するとみなされるためである。